重要事項説明書

記入年月日	2023/3/20
記入者名	滝澤 大介
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

by ≨h-	(ふりがな) かぶしきがいしゃにちいがっ	っかん			
名称	株式会社ニチイ学館				
主たる事務所の所在地	〒 101−0062				
土たる事務別の別任地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地				
	電話番号/FAX番号	03 - 5834 - 5110(大代表)/ 03-3253-3122			
連絡先	メールアドレス	京橋支店 hc718@nichiigakkan.co.ip			
	ホームページアドレス	http:// www.nichiigakkan.co.jp			
代表者(職名/氏名)	代表取締役	/ 森信介			
設立年月日	昭和 48年8月2日				
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス-	一覧表)			

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

7 Th	(ふりがな) ニチイケアセンターいけしま					
名称	ニチイケアセンター池島					
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第2	29条第1項に規定する届出				
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護	隻を提供する場合)				
所在地	〒 579-8064 大阪府東大阪市池島町8丁目2-43					
別任地						
主な利用交通手段	近鉄奈良線「東花園駅」(徒歩約10分)	近鉄奈良線「東花園駅」(徒歩約10分)				
連絡先	電話番号/FAX番号	072 - 986 - 2555 / 072 - 986 - 3155				
建 稻九	ホームページアドレス	http:// www.nichiigakkan.co.jp				
管理者(職名/氏名)	施設長					
有料老人ホーム事業開始 日/届出受理日・登録日 (登録番号)	令和 5年4月1日					

(当初開設日 平成28年10月1日)

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号			所管している自治体名	東大阪市
特定施設入居者生活介護指定日	令和	5年4月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	なし		所管している自治体名	なし
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日		なし		

3 建物概要

建物 概女									
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自	動更新	なし		
土地	賃貸借契約の期間	平成	19年5月			~	令和	34年4月	
	面積		927. 1	m²					
	権利形態	賃借権	抵当権	あり	契約の自	動更新	あり		
	賃貸借契約の期間	平成	28年2月			\sim	令和	13年1月	
	延床面積	1,	604.3	㎡(うち有	1料老人ホー	ホーム部分 1,604.3 m²)			m²)
建物	竣工日	平成	19年5月	18日		用途区分	ने	有料老	人ホーム
建初	耐火構造	準耐火建	築物	その他の					
	構造	鉄筋コンク	鉄筋コンクリート造 その他の場合:						
	階数	3	階	(地上	3	階、地階		階)	
	サ高住に登録し	ている場	易合、登	録基準~	への適合	性			
	総戸数	42	戸	届出又は	は登録 (指	6定)をし	た室数	42室	-(42室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積 (※)	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	介護居室個室	0	0	X	X	×	14. 14 m ²	3室	1人部屋
	介護居室個室	0	0	X	X	×	14. 42 m²	18室	1人部屋
居室の	介護居室個室	0	0	×	×	×	$14.07\mathrm{m}^2$	3室	1人部屋
状況	介護居室個室	\circ	\circ	×	X	×	14. 38 m²	11室	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	14. 70 m²	2室	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	14. 09 m²	2室	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	13. 91 m²	2室	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	×	$15.03\mathrm{m}^2$	1室	1人部屋
	(※)面積表示について	トイレ・	収納設備	1等を除く	内法面积	責で表示し	ている	•	
	共用トイレ	1	ケ所	うち男女	、別の対応	が可能な	ミトイレ		ケ所
	州	4	7 171	うち車橋	子等の対	け応が可能	となトイレ 3ヶ所		
	共用浴室	大浴場	1	ケ所	個室	2	ケ所		
	共用浴室における 介護浴槽	機械浴	1	ケ所	チェ アー浴	1	ケ所	その他:	
	食堂	3	ケ所	面積	60.0	m²	入居者や家		なし
共用施設	機能訓練室	0	ケ所	面積		m²	用できる調	理設備	<i>(</i>)
	エレベーター	あり(ス	トレッチ	・ャー対応	<u>z)</u>	1	ケ所		
	廊下幅	最大	1.8	m	最小	1.5	m	(両手す	り設置後の内法幅)
汚物処理室			3	ケ所					
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	来心远秋表直	通報先 事務所		·	通報先から居室ま		での到着予定	時間	1分以内
	その他	健康管理室							
	消火器	あり	自動火災	報知設備	あり	火災通韓	段設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場 (改善予						
	防火管理者	あり	消防計画	ī	あり	避難訓練	の年間回数	2	口
		-			•				

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		1. 自立した生活が困難になった入居者に対して、心身の状態に合わせた個別の介護計画を作成し、家庭的な環境の下で食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等必要なサービスを提供します。 2. 可能な限り自立した生活が送れるように"自立支援"をサービスの基本とし、入居者の意志及び人格を尊重し入居者の立場に立った適切なサービス提供に努めます。 3. ホーム完結型にならないように関係市町村や他の施設・団体・ボランティア福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、地域を生活圏とした社会生活上の便宜を図ります。
サービスの提供内容に関する特色		利用者の意思及び自己決定を尊重
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	調理:株式会社かいんどは一と
健康管理の支援 (供与)	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		・状況把握サービスの内容 巡回:9~17時(4時間毎)、17~9時(2時間毎)・生活相談サービスの内容 日中は随時対応させて頂いております。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	しんいけクリニック
使 尿的例♥ク足朔快的	提供方法	年1回の健診の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が 提供するサービスの一覧表)
虐待防止		・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者への周知徹底を図ります。 ・虐待の防止のための指針を整備します。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。 ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を配置します。 ・職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		①身体拘束は原則禁止としており、三原則(切迫性・非代替性・一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間(最長で1カ月)を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。(継続して行う場合は概ね1カ月毎行う。)②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④1ヵ月に1回以上、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。 ⑤身体拘束等の適正化のための指針を整備する。 ⑥介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(介護サービスの内容)

リーに入の内谷)	
施設サービス計画及び介護予 定施設サービス計画等の作成	計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画を作成する。※短期利用に関しては、入居者を担当する居宅介護支援事業者の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービスを提供します。
食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な入居者に対して介助を行います。 (状況に応じてきざみ食等)
入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な入居者に対し、1週間に2回以上の入浴介助や清拭等を行い ます。
排泄介助	介助が必要な入居者に対して、トイレ誘導、排せつの介助やおむつ交換を行います。
更衣介助	介助が必要な入居者に対して、更衣時に介助を行います。
移動・移乗介助	かりが必要な入居者に対して移動・移乗時に介助を行います。 す。
服薬介助	かり かり かり かり かり かり かり かり かり から かり から から から から
日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣等の日常生活動作を通じ た訓練を行います。
レクリエーションを通じた 訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを 通じた訓練を行います。
器具等を使用した訓練	なし
創作活動など	あり 入居者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動の場を 提供致します。
健康管理	常に入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
の利用に当たっての留意事項	居室及び共用施設並びに敷地の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものします。
也運営に関する重要事項	サービス向上の為、定期的に研修を行っている。
刊用特定施設入居者生活介護 共	あり
	定施設サービス計画等の作成 食事の提供及び介助 排泄介助 更衣介助 移動・移乗介助 日常生活動作を通じた訓練 レク訓練 と当まを使用した訓練 割作活動など 健康管理 の利用に当たっての留意事項 也運営に関する重要事項 対用に関する重要事項

	7 日外年十極+m		
	入居継続支援加 算		なし
	生活機能向上連 携加算		なし
	個別機能訓練加 算		なし
	ADL維持等加 算		なし
	夜間看護体制加算	草	あり
	若年性認知症入居	居者受入加算	あり
	医療機関連携加算	草 二	あり
	口腔衛生管理体制	削加算	なし
	口腔・栄養スクリ	ーニング加算	なし
特定施設入居者生活介護の加算の 対象となるサービスの体制の有無	科学的介護推進体制加算		なし
いることの / こいの 世間の 日 W	退院・退所時連携加算		なし
	看取り介護加算	(I)	あり
	認知症専門ケア 加算		なし
	サービス提供体 制強化加算		なし
	介護職員処遇改 善加算	(I)	あり
	介護職員等特定 処遇改善加算	(Ⅱ)	あり
	介護職員等ベー スアップ等支援 加算		あり
人員配置が手厚い介護サービスの	あり		職員の配置率)
実施		2. 5	: 1 以上

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	
主たる事務所の所在地	
事務者名	
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医格 士極	救急車の手配、	入退院の付き添い			
医療支援	その他の場合:				
	名称	しんいけクリニック			
	住所	東大阪市新池島町2-13-21			
	診療科目	内科			
	協力科目	内科			
	協力内容	訪問診療、急変時の対応			
協力医療機関	励力的谷 	その他の場合:			
	名称				
	住所				
	診療科目				
	協力科目				
	協力内容				
	かりわ谷 	その他の場合:			
	名称	もりかわ歯科			
協力歯科医療機関	住所	八尾市本町5-4-7			
	協力内容	訪問診療、急変時の対応			
	励刀[四石	その他の場合:			

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		介護居室へ移る場合			
		その他の場合:			
判断基準の内容		入居者の生活の維持及びホーム運営上、支障があり、特別な 配慮が必要であると認められた場合、居室を変更する場合が あります。			
手続の内容		①緊急やむを得ない場合を除いて変更前に一定の観察期間を 設ける。 ②ホームの指定する医師の意見を聞く。 ③入居者及びその身元引受人等の同意を得る。			
追加的費用の有無		なし	追加費用		
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行			
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容		
	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増減	
	便所の変更	なし	変更の内容		
分並の尺字 1. の仕捨の亦更	浴室の変更	なし	変更の内容		
H	洗面所の変更	なし	変更の内容		
	台所の変更	なし	変更の内容		
	その他の変更	なし	変更の内容		

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要介護
留意事項	(1) 入居者は、概ね60歳以上の方 (2) 要介護1以上の方 (3) 複数入居者による共同生活を営むことに支障がないこと (4) 自傷又は他人へ危害を加える恐れがないこと (5) 常時医療機関等において治療を必要としないこと (6) 本契約に定める事項を承諾し、ニチイ学館の運営方針に賛同できること
契約の解除の内容	入居契約書の規定に基づき、以下のとおり対応します。 1.次の各号のいずれかの事由に該当する場合、終了するものとします。 (1)第27条に定める解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合 (2)第28条に定める契約解除の意思表示がなされた場合 (3)入居者がお亡くなりになられた場合 2.入居者は、ニチイ学館が次の事項に該当する場合には、第29条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができるものとします。 (1)ニチイ学館が、入居者に対し、不法行為を行った場合 (2)ニチイ学館が、第9条の守秘義務違反をした場合 (3)ニチイ学館が、正当な理由無くサービスの提供を拒否した場合 (4)ニチイ学館が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合 (5)前各号の他、入居者又は身元引受人及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合 3.入居者又は身元引受人は、契約の期間中であっても、ニチイ学館に対し、30日以上前の予告期間を持って書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。
	入居契約書の規定に基づき、以下のとおり対応します。 1. ニチイ学館は、入居者又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が次の事項に該当する場合には、第29条の規定に関わらず、本契を解除することができます。 (1) 入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合 (2) 入居者による利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合 (3) 入居者又は身元引受人、ご家族その他ご関係書が、設善とと事が従業者及びにま者本契約を継続し難すり入居者、本契約を継続し難すりにより、企事でして、改善の見込みがない場合 (4) 入居者又はより元引受人、ご家族その他ご関係者が、改善の見込みがない場合 (4) 入居者又はより、他の入居者の生達反を行い、改善の見込みがない場合 (5) 伝染性疾患等により、他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合

			(6) 人居者の行動が、ニチイ学館並びにホームの介護・介護予防従業者及び他の入居者の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、介護保険法上の方法ではこの行動を防止できないとニチイ学館が判断した場合(7) 入居者が入居中に医療行為が必要になり、関係法令に基づきホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合、又は病気
事業主体から解約を求める場合			治療のため病院している。 明らかに3ヶ月と経過しても退院できる見込みがいことがは3ヶ月を経過しても退院できるにおいいとがよりに退院でもいかな場合。 が明らかな場合を考慮してずれる。 (8) 所号に掲げてもし、入居者とががも、 (8) の長期に直ってを離れるががある。 (8) の長期に可の他、 (8) の長期に可の他、 (8) の長期に可の他、 (8) の長者といる。 (9) に関係をきるののではは、 (9) がよるに関係をきばいるがでいる。 (9) がよるではは、 (9) であり、 であり、 であり、 であり、 であり、 ではないと、 であり、 であり、 であり、 には、 といる。 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、
	解約予告期間		90日
入居者からの解約予告期間	30	日	
体験入居	あり	内容	入居に至った場合は4,000円(1日)、至らなかった場合は6,800円(1日)。※短期利用は除く。
入居定員	42	人	
その他	短期利用の定員に	は空室を利用	し、1日4名を上限とする。

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数	(実人数)			
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	!者	1	1		1	生活相談員
生活	相談員	2	2		1	管理者 計画作成担当者
直接	処遇職員	16	15	1	19. 3	
	介護職員	16	15	1	15. 7	
	看護職員	4	4	0	3.6	機能訓練指導員 1名
機能	訓練指導員	1		1	0.2	看護職員
計画	i作成担当者	1		1	0.4	生活相談員
栄養	士					
調理	!員					
事務	員	1	1		1	
その	他職員					
1 週	!間のうち、タ	常勤の従	業者が勤	務すべき	時間数	40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	슴計					
		常勤	非常勤	備考			
介護支援専門員	1	1					
介護福祉士	6	6					
介護福祉士実務者研修修了者	3	3					
介護職員初任者研修修了者	0	0					

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

CALLE IN CALLERY WITH A SAME AND							
	合計						
		常勤	非常勤				
看護師又は准看護師	1		1				
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士							
柔道整復士							
あん摩マッサージ指圧師							

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(16時30分~翌9時30分)					
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩	憩者等を除く)	
看護職員		人		人	
介護職員	2	人	1	人	
生活相談員		人		人	
		人		人	

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・	契約上ℓ)職員配置比率	2.5:1以上	
介護職員の割合	実際の西	己置比率	2.2:1	
(一般型特定施設以外の 場合、本欄は省略)	(記入日	日時点での利用者数:常勤	2.2 . 1	
外部サービス利用型特定	施設で	ホームの職員数		人
ある有料老人ホームの介護にス提供体制(外部サー	ある有料老人ホームの介護サー			
用型特定施設以外の場合、	, ,	訪問看護事業所の名称		
は省略)		通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

		他の職務との兼務					あり		計画作用		
管理	管理者 業務に係る 資格等		である	あり	あり 資格等の名称		介護福祉士、介護支援専門員				
		看護職員		介護職員		生活相認	炎員	機能訓練	指導員	計画作成	担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の 採用者数				3							
退職	度1年間の 者数										
じ業た務	1年未満			3							
じた職員の業務に従事	1年以上 3年未満	2	1	3	1				1		
人し数た経	3年以上 5年未満	1		3							
験年数に	5年以上 10年未満			2		1				1	
に 応	10年以上			4							
備考	備考										
従業	者の健康診断	チの実施	<u>——</u> 伏況	あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式				
		月払い方式	月払い方式			
利用料金の支払い方式		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択				
年齢に応じた金額設定		なし				
要介護状態に応じた金額	要介護状態に応じた金額設定		なし			
入院等による不在時にお	おける利用料	あり				
金(月払い)の取扱い		内容: 家賃相当額及び管理費は支払うものとします。				
条件 利用料金の改定		諸物価、公共料金等の変動に基づき、改定することがあります。				
利用が並り以及	手続き	運営懇談会等においび身元引受人へ予る	いて充分な説明を行うとともに、入居者及 め通知します。			

(代表的な利用料金のプラン)

					プラン1	プラン2(短期利用)		
3 F	±4, 00 \U	. Sim		要介護度	要介護			
人占	入居者の状況			年齢	65歳以上			
	<u> </u>			部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室		
				床面積	18.0㎡ (壁芯)	18.0㎡ (壁芯)		
				トイレ	あり	あり		
居室	の状況	1		洗面	あり	あり		
				浴室	なし	なし		
				台所	なし	なし		
				収納	なし	なし		
7 足	時占っ	:八亩	な費用	敷金	100,000円	0円		
八冶	は当て	、少安	は月用					
月額	費用の	合計	•		141, 250円 (生活保護99, 000円)			
	家賃				69,000円 (生活保護38,000円)	居住費として1,070円/日		
		特定	施設入居	者生活介護※の費用				
	サ		サ 食費 (30日分)		食費47, 250円 (生活保護36, 000円)	朝315円、昼夕各630円		
	 	イビス 選売 で理費 電気代		25,000円		居住費に含む		
	ス			(居室)	実費	実費		
	學 17公		おむつ	Έ	実費	実費		
				護受給者で1ヵ月を り家賃のみのお支払	超えて入院が継続することが! いとなります。	見込まれる場合、入院月の		

備考 ※介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)※生活保護受給者の管理費:入院により1日~末日まで不在の場合は水道光熱費(16,000円)相当額を返金。

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物の賃貸料、設備備品費、借入利息等を基礎として1室あたりの家賃を算定				
	100,000円				
敷金	解約時の対応	退去時、未精算分と利用者過失による原状 回復費を除いて全額返還する。			
前払金	なし				
食費	1日3食を提供する為の費用				
管理費	共用施設等の維持管理、一般事務備品、消耗品				
介護保険外費用					
利用者の個別的な選択によるサービ ス利用料) 別添 2				
その他のサービス利用料					

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の入居者負担分。
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月]数)	
償却の開始日		
想定居住期間を超えて勢 (初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	2 人
年齢別	65歳以上75歳未満	6 人
11-图7万门	75歳以上85歳未満	14 人
	85歳以上	17 人
	自立	人
	要支援1	人
	要支援 2	人
要介護度別	要介護 1	4 人
安月喪及別	要介護 2	10 人
	要介護 3	6 人
	要介護 4	9 人
	要介護 5	10 人
	6か月未満	8 人
	6か月以上1年未満	8 人
入居期間別	1年以上5年未満	9 人
	5年以上10年未満	14 人
	10年以上	人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	0 人 / 6 人
入居者数		39 人

(入居者の属性)

性別	男性		11	人	女性		28 人	
男女比率	男性		26	%	女性	74 %		
入居率	92	%	平均年齢	86	歳	平均介護度	2. 6	

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	1 人
	社会福祉施設	0 人
退去先別の人数	医療機関	3 人
	死亡者	10 人
	その他	2 人
		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		
(土. 月) 万年		6 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		長期入院療養のため 他の有料に転居

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		ニチイケアセンター池島(事業所の相談窓口)				
電話番号 / FAX		072-986-2555 / 072-986-3155				
	平日	午前9時~午後18時				
対応している時間	土曜	午前9時~午後18時				
	日曜・祝日	午前9時~午後18時				
定休日		なし				
窓口の名称 (設置者)		株式会社ニチイ学館京橋支店(ニチイ学館の苦情受付窓口)				
電話番号 / FAX		06-4801-8034 / 06-4801-8047				
	平日	午前9時~午後17時15分				
対応している時間	土曜	なし				
	日曜・祝日	なし				
定休日		原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始				
窓口の名称 (設置者)		ニチイコールセンター(ニチイ学館の苦情受付窓口)				
電話番号 / FAX		0120-605025				
	平日	24時間対応				
対応している時間	土曜	24時間対応				
	日曜・祝日	24時間対応				
定休日		なし				
窓口の名称(所在市町村(保障)	東大阪市福祉部指導監査室法人・高齢施設課				
電話番号 / FAX		06-4309-3315 / 06-4309-3848				
対応している時間	平日	午前9時~午後5時30分				
定休日		土日祝				
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体:	連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会(介護保険課・苦情担当)				
電話番号 / FAX		06-6949-5418				
対応している時間	平日	午前9時~午後5時30分				
定休日		土日祝				
窓口の名称(虐待の場合)		東大阪市福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課				
電話番号 / FAX		06-4309-3013 / 06-4309-3814				
対応している時間	平日	午前9時~午後5時30分				
定休日		土日祝				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損害保険ジャパン株式会社
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	①契約者か行り業務逐行 ②契約者が所有・使用管理する施設
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュア	ルに基づき速やかに対応します。
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

The Property of the Art State of the Art							
	あり	あり)の場合	意見箱の設置、顧客満足度調査			
利用者アンケート調査、 意見箱等利用者の意見等 を把握する取組の状況			実施日	随時			
				あり			
			結果の開示	開示の方法	運営懇談会にて報告		
	なし	あり	りの場合				
第三者による評価の実施 状況			実施日				
			評価機関名称				
			結果の開示				
				開示の方法			

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	入居希望者に公開・入居希望者に交付
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

<u>その他</u>						
	ありの場合					
			開催頻度	年 2回		
運営懇談会	あり		構成員	入居者、家族、施設代表、介護職代表		
			しの場合の代替 置の内容			
提携ホームへの移行	なし		りの場合の提携 ーム名			
個人情報の保護	つ護お人・等契・・利いにけ情事の約事事用て関る報業秘完業業す	はす個保者密了者者る	個人情報の保護の保護の法情報の保護の場合を受ける。他们は一個人情報の場合を受ける。他们のでは一個人情報のとは理でのは、他们のは一個人のは一個人のは一個人のは一個人のは一個人のは一個人のは一個人のは一個人	でスの帳簿における個人情報に関する取り扱いに 護に関する法律及び同法に基づく「個人情報の保 がガイドライン」及び「医療・介護関係事業者に 取扱いのためのガイダンス」並びに、東大阪市個 対の個人情報の保護に関する定めを遵守します。 ービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族 上記の秘密を保持します。 後も上記の秘密を保持する雇用契約とします。 とも上記の秘密を保持する雇用契約とします。 とも大記の秘密を保持する雇用契約とします。 とも大記の秘密を保持する雇用契約とします。 とも大記の秘密を保持する雇用契約とします。 とも大記の秘密を保持するを関連を とも大記の秘密を保持する。 とも大記のといると、 とも大記のと、 とも大記		
緊急時等における対応方法	機ニ病先の・・関ュ気(か連関	迅ル発用確が行	恵に連絡を行い通 等に基づく) 快(37.5℃以上) 見始時に指定した 及します。 文れない場合の通 数庁へ報告が必要	資傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係 適切に対応します。(緊急連絡体制・事故対応マ 、事故(骨折・縫合等)が発生した場合、連絡 と者:家族・後見人)及びどのレベルで連絡する 連絡先及び対応についても確認します。 要な事故報告は速やかに報告します。 した場合、速やかに対応します。		
大阪府福祉のまちづくり条例に 定める基準の適合性	不適合		適合の場合 内容	点状ブロックの設置		
東大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり	•				
合致しない事項がある場合 の内容	廊下幅	1.	5 m			
「8. 既存建築物等の活用の 場合等の特例」への適合性	適合し 代替措 等の内	置	廊下幅 1.5m	置・将来の改善計画) ※車いすは職員介助にて誘導を行っているため なるよう配慮しています。		
不適合事項がある場合の入 居者への説明	入居者 て説明		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	的前、契約時の不適合事項及び代替措置等につい		
上記項目以外で合致しない事項	なし					
合致しない事項の内容						
代替措置等の内容						
不適合事項がある場合の入 居者への説明						

		9/1 2/	ごス一覧表)				
別添3	(特定施設入局	居者生活介護等	等に関する利	用料金表)			
別添4	(介護報酬額の	の自己負担基準	準表)				
				サービス及び	びその提供事	業者を自由に	選
				様			
				1:37			
里人)							
				様			
上記の重	で要事項の内容	について、入	居者、入居	者代理人 に記	说明しました	0	
		説明年	三月日		年	月	
		説明者	*署名				
	別添 4 要事項のP ついて、事 理人)	別添4(介護報酬額の要事項の内容、並びに医ついて、事業者より説明を関係)	別添4 (介護報酬額の自己負担基準要事項の内容、並びに医療サービス等ついて、事業者より説明を受けました生力のでで、事業者より説明を受けましたがある。 生記の重要事項の内容について、入 説明年	別添4(介護報酬額の自己負担基準表) 要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のついて、事業者より説明を受けました。 理人)	別添4 (介護報酬額の自己負担基準表) 要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及でついて、事業者より説明を受けました。 様 理人) 様 上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に記説明年月日	別添4 (介護報酬額の自己負担基準表) 要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事ついて、事業者より説明を受けました。 様 理人) 様 上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました 説明年月日 年	別添4 (介護報酬額の自己負担基準表) 要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由について、事業者より説明を受けました。 様 理人) 様 上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。 説明年月日 年 月

(別添1)事業主体が東大阪市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
(居宅サービス>			
訪問介護	あり	ニチイケアセンター 石切	大阪府東大阪市東石切町四丁目14番39号
		ニチイケアセンター 東大阪御厨	大阪府東大阪市御厨二丁目4番8号
		ニチイケアセンター 八戸ノ里	大阪府東大阪市永和一丁目25番1号 Celeb布施東1階
		ニチイケアセンター 鴻池新田	大阪府東大阪市西鴻池町一丁目1番41号 COCO鴻池1階
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
〔地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	あり	ニチイケアセンター 石切 認知症対応型 通所介護	大阪府東大阪市東石切町四丁目14 番39号
	あり	ニチイケアセンター 東大阪御厨 認知症 対応型通所介護	大阪府東大阪市御厨二丁目4番8号
	あり	ニチイケアセンター 東大阪加納 認知症 対応型通所介護	大阪府東大阪市加納一丁目4番225
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護	あり	ニチイケアセンター 石切 認知症対応型 共同生活介護	大阪府東大阪市東石切町四丁目14番39号
	あり	ニチイケアセンター 東大阪御厨 認知症 対応型共同生活介護	大阪府東大阪市御厨二丁目4番8号
	あり	ニチイケアセンター 東大阪加納	大阪府東大阪市加納一丁目4番225
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
· 民宅介護支援	なし		

<居宅介護予防サービス>			
	4.1	<u> </u>	Г
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	なし		
7	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なしなし		
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>		<u> </u>	
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	ニチイケアセンター 石切 認知症対応型 共同生活介護	大阪府東大阪市東石切町四丁目14 番39号
	あり	ニチイケアセンター 東大阪御厨 認知症 対応型共同生活介護	大阪府東大阪市御厨二丁目4番8号
	あり	ニチイケアセンター 東大阪加納	大阪府東大阪市加納一丁目4番22号
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		
<指定第1号事業>			
訪問型介護予防サービス	なし		
訪問型生活援助サービス	なし		
通所型介護予防サービス	なし		
通所型短時間サービス	なし		

(別添2) 有料老人

	₩ ∠ /	有杯名入
		個別の利用料で
介護サービ	食事介助	なし
	#せつ介助・おむつ交換	なし
	おむつ代	あり
	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし
	+ 特浴介助	なし
ス	身辺介助 (移動・着替え等)	なし
	機能訓練	なし
	通院介助	あり
	居室清掃	なし
	リネン交換	なし
	 日常の洗濯	あり
生	 居室配膳・下膳	なし
活サ	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし
ービ	おやつ	なし
ス	理美容師による理美容サービス	あり
	買い物代行	あり
	役所手続代行	あり
	金銭・貯金管理	なし
健	定期健康診断	あり
康管	健康相談	なし
理サー	生活指導・栄養指導	なし
ービ	服薬支援	なし
ス	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし
入退	移送サービス	あり
退院のサー	入退院時の同行	あり
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし
ビス	入院中の見舞い訪問	なし

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケア ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合

ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

ご実施するサービス	備				
料金※ (税込)	70HI				
実費 徴収					
1時間当たり1,500円(内消費税等136円)	協力医療機関への通院介助は特定施設				
週2回以外は1回500円(内消費税等45円)					
 実費徴収					
300円/回(内消費税等27円)	事業所より半径500m以内は特定施設入				
1時間当たり1,500円(内消費税等136円)					
医療保険自己負担額	協力医療機関にて実施				
1時間当たり1,500円(内消費税等136円)					
1時間当たり1,500円(内消費税等136円)	協力医療機関への通院介助は特定施認				
基本的には家族様対応					
基本的には家族様対応					

プランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。 合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

考
と 大人居者生活介護費で実施します。
と入居者生活介護費で実施します。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 5級地 10.45円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用				1日あたり (円)		り (円)	備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援1		0	0	0	0		
要支援2		0	0	0	0		
要介護1	538	5, 622	563	168, 663	16, 867		
要介護 2		604	6, 311	632	189, 354	18, 936	
要介護3		674	7, 043	705	211, 299	21, 130	
要介護 4		738	7, 712	772	231, 363	23, 137	
要介護 5		807	8, 433	844	252, 994	25, 300	
			1日あた	り (円)	30日あた	り (円)	
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
入居継続支援加算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						
個別機能訓練加算	なし						
ADL維持等加算	なし						
夜間看護体制加算	あり	10	104	11	3, 135	314	
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1, 254	126	37, 620	3, 762	
医療機関連携加算	あり	80	-	_	836	84	
口腔衛生管理体制加算	なし						
口腔・栄養スクリーニング加算	なし						
科学的介護推進体制加算	なし						
退院・退所時連携加算	なし						
	(1)	72	752	76	-	_	
看取り介護加算		144	1, 504	151	I	_	
		680	7, 106	711	-	-	
		1, 280	13, 376	1, 338	_	_	
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	なし						
介護職員処遇改善加算	護予防)特定施設入居者生活介護+加算単位数) ×8.2%						
介護職員等特定処遇改善加算	(II)	((介護予修	方)特定施	設入居者生	活介護+現行	テ加算を除	く加算単位数)×1.2%

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要:以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指 定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する こと。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用す るものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
 ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
 ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利

- 金その他の金品を受領しないこと。 ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた 日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・入居継続支援加算(I) 【短期利用は除く】
 - 1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利 用者の100分の15以上であること。
 - 2. 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。(テクノロジーの活用によりサービスの質の向上や業務効率化の推進を行っている場合は入居者 の数が7又はその端数を増すごとに1以上)
 - 3. 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算 定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していないこと。(人員基準違反)
- ・入居継続支援加算(Ⅱ)【短期利用は除く】
 - ・上記入居継続支援加算(I)の 2 ・ 3 の要件を満たし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。
- ・生活機能向上連携加算(I)【短期利用は除く】
 - ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下 「理学療法士等」という。)の助言に基づき、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下、「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、利用者の身体の 状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- 生活機能向上連携加算(Ⅱ)【短期利用は除く】
 - ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共 同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ・個別機能訓練加算 (I) 【短期利用は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。 (理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ 指圧師、はり師又はきゅう師(6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。))
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに 個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ)【短期利用は除く】
 - ・個別機能訓練加算 (I) での内容をいずれも満たすこと。
 - ・個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用して いること。
- ・ADL維持等加算(I) 【短期利用は除く】
 - ・評価対象者全員について、評価対象開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてADL値を 測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象者の6月目の月に測定したAD L値から評価対象開始月に測定したADLを控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値 (ADL利得) の平均値が1以上あること。
- ・ADL維持等加算(Ⅱ) 【短期利用は除く】
 - ・ADL維持等加算(I)の要件をいずれも満たしており、ADL利得の平均値が2以上あること。
- ・若年性認知症入居者受入加算【要支援は除く】
 - ・若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を 定めていること。
- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者 に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保し ていること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当 該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況に ついて月1回以上情報を提供したこと。
- ・口腔衛生管理体制加算【短期利用は除く】
 - ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアにに係る技術的助 言及び指導を月1回以上行っていること。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算【短期利用は除く】
 - ・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態についてスクリーニングを 行い、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報(利用者が低栄養状態の場合にあっては、 低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
 - ・人員基準違反に該当していないこと。

- ・科学的介護推進体制加算【短期利用は除く】
 - ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る 基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、サービスを 適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- ・退院・退所時連携加算【短期利用は除く】
 - ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算するもの。また、30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も、同様とする。
- ・看取り介護加算(I)【要支援と短期利用は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
 - ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- ・看取り介護加算(Ⅱ)【要支援と短期利用は除く】
 - ・看取り介護加算(I)での内容をいずれも満たすこと。
 - ・当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。
- ・認知症専門ケア加算(I) 【短期利用は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクIII、IV又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- ・認知症専門ケア加算(Ⅱ)【短期利用は除く】
 - ・認知症専門ケア加算 (I) での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算 (I)

次のいずれかを満たすこと。

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

次のいずれかを満たすこと。

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である
- ・前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること
- ・前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数(生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員)のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
- 介護職員処遇改善加算(I)~(V)

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、東大阪市長に届け出ている場合。

·介護職員等特定処遇改善加算(I)·(Ⅱ)

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、東大阪市長に届け出ている場合。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額:5級地(地域加算10.45%))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)		
要支援1	_	_	_	_	_		
要支援2	_	_	_	_	_		
要介護1	538単位/日	168663円	16867円	33734円	50601円		
要介護2	604単位/日	189354円	18936円	37872円	56808円		
要介護3	674単位/日	211299円	21130円	42260円	63390円		
要介護4	738単位/日	231363円	23137円	46274円	69411円		
要介護5	807単位/日	252994円	25300円	50600円	75900円		
入居継続支援加算 (I)	36単位/日	_	_	_	_		
入居継続支援加算 (Ⅱ)	22単位/日	_	_	_	_		
生活機能向上連携加算 (I)	100単位/月	_	_	_	_		
生活機能向上連携加算 (II)	200単位/月	_	_	_	_		
個別機能訓練加算(I)	12単位/日	_	_	_	_		
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20単位/日	_	_	_	_		
ADL維持等加算(I)	30単位/月	_		_	_		
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位/月	_	_	_	_		
夜間看護体制加算	 10単位/日	3, 135円	314円	627円	941円		
告年性認知症入居者受入加 (2)	 120単位/日	37,620円	3, 762円	7, 524円	11,286円		
算 医療機関連携加算	30単位/月	9, 405円	941円	1,881円	2,822円		
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	_	<u> </u>	_	_		
コ腔・栄養スクリーニング	20単位/回	_		_	_		
加算 科学的介護推進体制加算	40単位/月	_		_	_		
退院・退所時連携加算	30単位/日	_		_	_		
看取り介護加算(I)	72単位/日						
(死亡日以前31日以上45日以下) 下) 看取り介護加算(I)							
(死亡日以前4日以上30日以下) 看取り介護加算(I)	144単位/日						
(死亡日以前2日又は3日) 看取り介護加算(I)	680単位/日						
(死亡日) 看取り介護加算(I)	1,280単位/日						
(看取り介護一人当り) 看取り介護加算(Ⅱ)							
(死亡日以前31日以上45日以 下)	572単位/日	_		_	_		
看取り介護加算(II) (死亡日以前4日以上30日以下)	644単位/日	_	-	_	_		
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前2日又は3日)	1,180単位/日	_		_	_		
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日)	1,780単位/日	_	_	_	_		
看取り介護加算(Ⅱ) (看取り介護一人当り)		_	_	_	_		
認知症専門ケア加算(I)	3単位/日	_		_	_		
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日		_	_	_		
ナービス提供体制強化加算 (I)	22単位/日	_		_	_		
ナービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位/日	_	_	_	_		
ナービス提供体制強化加算 (III)	6単位/日	_	_	_	_		
介護職員処遇改善加算 (I)~(V)	(I)	((介護予防)特定施設入居者生活介護+加算単位数)×8.2%					
↑護職員等特定処遇改善加 算 (I)・ (II)	(II)	((介護予防)特定施設入居者生活介護+現行加算を除く加算単位数)×1.2%					

^{・1}ヶ月は30日で計算しています。

②要支援·要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	
				171, 798円	192, 489円	214, 434円	234, 498円	256, 129円	
自己負担	(1割の場合)			17, 180円	19, 249円	21, 444円	23, 450円	25,613円	
	(2割の場合)			34, 360円	38, 498円	42, 888円	46, 900円	51, 226円	
	(3割の場合)			51, 540円	57, 747円	64, 332円	70, 350円	76, 839円	

[・]本表は、 を算定の場合の例です。 介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善加算の加算額の自己負担分については別途必要となります。